

全日本学生弓道連盟報

2023.8

《夏季中央委員会報告》

この度は、2023年8月25日に神戸市教育会館及びZOOM会議場にて行われました、夏季中央委員会の決議についてご報告申し上げます。

〈中央委員会出席者〉

全日本学生弓道連盟

東京 執行委員長	井上 由一郎 (東京)	副委員長	末田 悠大 (東京工業)
副委員長会計	清田 大河 (東京)	副委員長総務	金光 陸斗 (法政)
女子部委員長	福川 一花 (國學院)	女子部副委員長	平山 愛菜 (日本女子)
執行委員	猪俣 竣介 (一橋)		原島 恵理子 (東京)
	荒井 宗一郎 (東京)		二村 洋 (東京都市)
	松崎 侃定 (明治)		
女子部執行委員	星 有綾 (成蹊)		諸星 ふくみ (立教)
運営補助	林 健介 (東京)		千葉 真結 (上智)
東海 副委員長	神谷 佳己 (愛知教育)	執行委員	松本 翔太 (愛知)
女子部副委員長	今川 沙華 (愛知淑徳)	女子部執行委員	芝田 菜摘 (愛知淑徳)
関西 副委員長	大野 柊和 (京都教育)	執行委員	駒月 胡太朗 (近畿)
女子部副委員長	佐藤 海帆 (佛教)	女子部執行委員	若田 さやか (京都女子)
伊勢 女子部副委員長	高山 萌 (皇学館)		

北海道学生弓道連盟

委員長 武藤 綾汰 (札幌学院) 副委員長 卜部 夏樹 (北海道)

東北学生弓道連盟

委員長 瀧澤 康平 (東北) 副委員長 向所 純平 (東北)

北信越学生弓道連盟

委員長 坂本 暁 (富山)

関東学生弓道連盟

委員長 藤田 花那 (筑波) 副委員長 黒田 陽史 (埼玉)

東京都学生弓道連盟

委員長 南嶋 洋平 (慶應義塾) 専任委員 酒井 駿輔 (早稲田)

東海学生弓道連盟

委員長 東海 直矢 (愛知学院) 常任委員 高井 毅介 (中京)

関西学生弓道連盟

委員長 田付 翔 (滋賀) 常任委員 竹ヶ原 亮太 (関西)

中四国学生弓道連盟

委員長 岡林 哲司 (岡山) 副委員長 武内 孝太 (岡山)

九州学生弓道連盟

委員長 谷口 未紗 (福岡) 副委員長 吉川 友翔 (福岡)

〈中央委員会欠席者〉

北信越 吉越 栞里

<議題>

【手続き事項】

1、監事の推薦、承認

波江野 弘 氏 承認
柳澤 義一氏 承認

2、全日本学生弓道連盟（東京）役員交代の承認

執行委員長 猪俣 竣介 承認
執行副委員長 原島 恵理子 承認
執行副委員長会計 二村 洋 承認
執行副委員長総務 松崎 侃定 承認
執行副委員長広報 荒井 宗一郎 承認
執行副委員長書記 星 有綾 承認
執行副委員長内務 諸星 ふくみ 承認

全日本学生弓道連盟（東海）役員交代の承認

執行副委員長 松本 翔太 承認
執行副委員長 芝田 菜摘 承認

全日本学生弓道連盟（関西）役員交代の承認

執行副委員長 駒月 胡太郎 承認
執行副委員長 若田 さやか 承認

3、正加盟審議

駿河台大学（関東学生弓道連盟）

筑紫女学園大学弓道部（九州学生弓道連盟）

上記の大学2校の加盟を、本連盟規約第26条の2①により審議、承認

4、準加盟降格申請

姫路獨協大学（関西学生弓道連盟）

上記の大学1項の降格を、本連盟規約第26条の2⑤により審議、承認

5、準加盟校の報告

三重短期大学（東海学生弓道連盟）、京都市立芸術大学弓道部（関西学生弓道連盟）

上記の大学2校の準加盟を、本連盟規約第26条③により各地区学連から報告

【規約改正に関して】

（女子部の廃止）

第3条第4項 削除 第3条第5項を同条第4項に改める。

第5条

五番目の一を削除する。

四番目の一の後に以下の条文を追加する。

一、全日本学生弓道女子王座決定戦を開催する。

一、女子東西学生弓道選抜対抗試合を開催する。

（節番号の整理）

第4章の節を下記の通り改める。

第1節 総則（第6条～第7条）

- 第 2 節 会長・副会長（第 8 条～第 9 条）
- 第 3 節 名誉顧問（第 10 条～第 11 条）
- 第 4 節 監事（第 12 条～第 13 条）
- 第 5 節 執行役員（第 14 条～第 15 条）
- 第 6 節 中央委員（第 16 条～第 17 条）
- 第 7 節 大会時の役員（第 18 条～第 19 条）

（女子部の廃止及び監事の新設並びに文言の整理）

第 6 条 ①本連盟に、次の各号に定める役員を置く。

- 一 会長 一名
- 二 副会長 二名以上
- 三 名誉顧問 若干名
- 四 監事 若干名
- 五 執行委員長 一名
- 六 執行副委員長 若干名
- 七 執行委員 若干名
- 八 中央委員 十八名

②前項第 5 号から第 7 号に定める役員を執行役員とする。

（文言の整理）

第 10 条 本連盟は、必要により名誉顧問を置くことができる。名誉顧問は中央委員会の議決を経て会長に之を推薦し、会長が之を任命する。

（条文番号の整理）

第 12 条を第 11 条に改める。

（監事の新設）

第 12 条

監事は、中央委員会の議決を経て会長に之を推薦し、会長が之を任命する。

（監事の新設）

第 13 条

監事は、法律、会計及び経営等の専門的知見から、本連盟の運営の円滑化のための助力にあたる。

（文言の整理：実態との整合性確保）

第 14 条

①執行委員長は、中央委員会の議決を経て、東京都より選出されるものとする。

②執行副委員長は、中央委員会の議決を経て、東京都・東海・関西の地区学生弓道連盟より選出されるものとする。

第 15 条

執行委員は、中央委員会への報告を経て、東京都・東海・関西の地区学生弓道連盟より選出されるものとする。

(文言の整理：実態との整合性確保)

第 16 条

執行役員は、学生自治の精神を尊重し、本連盟の庶務及び会計に当る。

(条文番号の整理)

第 19 条を削除する。第 19 条の 2 を第 19 条に改める。

(文言の整理：実態との整合性確保)

第 19 条 (現行第 19 条の 2)

②大会委員長は、大会開催地又は大会本部所在地の執行副委員長より一名選出されなければならない。ただし、全国大学弓道選抜大会の大会委員長は、執行委員長が之を務める。

(監督介添による射手への指導禁止の前倒しについて)

第 50 条

①射手が弓構えをしてから離れを行うまで、介添え・監督等のその射手に対する一切の指導及び発声を禁ずる。ただし、射手が障害を有する等の理由で安全性を著しく欠くおそれがある場合のみ、本連盟の許容する範囲で之を認める。

(早期卒業への対応について)

第 42 条

⑤早期卒業制度により 4 年未満 3 年間以上の在学で卒業が認められた学生について、早期卒業以前から部員として登録され、かつ同一大学法人の大学院に進学する場合に限り、前項に定める期間を超えない範囲で出場資格を認める。ただし、本規定の適用には、本人の申告を要する。

(会計監査の実施について)

第 35 条

会計は、事業計画予算書を中央委員会に提出し、議決による承認を受けなければならない。

第 37 条

①会計は、年度末に収支決算報告書を作成し、監事による監査を受けなければならない。

②会計は、年度終了後 3 ヶ月以内に、収支決算報告書を監査証明書と合わせて中央委員に報告しなければならない。

③ 前項の報告は、書面又は電磁的方法で行うことができる。

【懲戒処分・処分の運用】

1、懲戒処分該当校

東洋大学

本連盟主催大会 3 か月の出場停止

2、処分該当校

お茶の水女子大学

戒告処分

〈その他〉

- 全日本学生弓道連盟公式ホームページ
<http://www.pac.ne.jp/zennichi/>
- 全日本学生弓道連盟公式ブログ
http://blog.livedoor.jp/zennichi_gakuren/
- 全日本学生弓道連盟問い合わせ先アドレス
zennichi.kyudo@hotmail.co.jp

連絡先

- 全日本学生弓道連盟 事務局
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2 丁目 12-10 日高ビル 2 階
TEL/FAX 03-6910-0792
(役員活動時間：毎週月・木 17 時～20 時)
連盟執行委員長 猪俣 竣介 zennichi.kyudo@gmail.com

【連盟からのお知らせ】

当連盟では情報伝達手段の一つとして、Twitter を導入しました。
ブログの更新や書類のアップなどを随時更新していきます。
部活幹部等でアカウントをお持ちの方がいましたら、
フォローしていただくと便利かと思われます。

全日本学生弓道連盟公式アカウント http://twitter.com/zennichi_gkr

アカウント QR コード



【連盟からのお知らせ】

当連盟では広報活動の一環として、Instagram を導入しました。
運営の裏側、大会紹介、出場校紹介などを随時更新していきます。
部活動内でアカウントをお持ちの方がいましたら、
ぜひフォローをお願いします。

全日本学生弓道連盟公式アカウント：
https://instagram.com/zennichi_gkr?igshid=MzRlODBiNWFlZA==

アカウント QR コード

